

令和 2 年度 農林水産省政策評価実施計画

令和 2 年 8 月

農林水産省

目 次

I	計画期間	・・・・・・・・・・	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	・・・・	1
1	実績評価	・・・・・・・・・・	1
2	総合評価	・・・・・・・・・・	4
3	公共事業の事業評価	・・・・・・・・・・	4
4	研究開発の事業評価	・・・・・・・・・・	4
5	規制の事業評価	・・・・・・・・・・	4
6	租税特別措置等の事業評価	・・・・・・・・・・	5
	(別表1) 政策評価体系	・・・・・・・・・・	6
	(別表2) 公共事業の事業評価	・・・・・・・・・・	7
	(別表3) 規制の事業評価	・・・・・・・・・・	10
	(別表4) 租税特別措置等の事業評価	・・・・・・・・・・	11

令和 2 年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条及び農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月 31 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

I 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

1 実績評価

（1）事後評価の対象とする政策

ア 別表 1 の政策評価体系に掲げる政策分野（総合評価を行う政策分野を除く。イにおいて同じ。）について、令和 2 年度に実施する政策に係る目標等の設定を行う。

イ 別表 1 の政策評価体系に掲げる政策分野⑱から㉑について、令和元年度に実施した政策を対象として、（2）に定めるところにより評価を行う。

これら以外の政策分野については、実績の測定（モニタリング）を行う。特に必要があると認められるときは、評価を行う。

（2）具体的な事後評価の方法

ア あらかじめ設定した測定指標の目標値に対する実績値を測定・把握し、次の表に定めるところにより、測定指標単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<測定指標単位の目標の達成度合いの判定>

	i. 達成度合いを定量的に判定する場合		ii. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A(おおむね有効)	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B(有効性の向上が必要である)	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C(有効性に問題がある)	個別の測定指標ごとに設定

(注1) 達成度合いを定量的に判定する場合における達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法(当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法)又は直接比較法(当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法)を用いることを基本とする。

【計算式例】

差分比較法：達成度合い(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

直接比較法：達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

(注2) 達成度合いを定性的に判定する場合における判定基準は、事前分析表において個別の測定指標ごとに設定する。

イ また、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の表に定めるところにより、政策分野単位の目標の達成度合いの判定を行う。

＜政策分野単位の目標の達成度合いの判定＞

ガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区 分	内 容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

ウ 評価の実施に当たっては、次の①から③の基準に該当する測定指標については、必要性、効率性、有効性の観点から、十分な要因の分析を行うとともに、有効な改善・見直しの方向を提示する。

- ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
- ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
- ③ 達成度合いが「A'」となった指標

エ 大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて令和元年度の目標値を改めて設定した上で実績値を測定・把握し、達成

度合いの判定を行う。その際、ウの①又は③の基準に該当する測定指標については、要因の分析等を行う。

2 総合評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表1の政策評価体系に掲げる政策分野②⑤を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行う。また、課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

3 公共事業の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、評価の実施時期を延期できるものとする。

(2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

イ 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則として評価を行う。

4 研究開発の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

該当するものはない。

5 規制の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表3に掲げる規制を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や便益）が、事前評価での想定と実際の間にとれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由につ

いて把握することにより評価を行う。

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 事後評価の対象とする政策

別表 4 に掲げる租税特別措置等を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

既存の租税特別措置等の適時適切な見直しに資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握することにより評価を行う。

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①新たな価値の創出による需要の開拓
		②グローバルマーケットの戦略的な開拓
		③消費者と食・農とのつながりの深化
		④食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		⑤総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		⑦農地集積・集約化と農地の確保
		⑧農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
		⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
		⑩農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※)
		⑪イノベーション創出・技術開発の推進(※)
		⑫環境政策の推進
	3 農村の振興	⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
		⑭農村に人が住み続けるための条件整備
		⑮農村を支える新たな動きや活力の創出
	4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応	⑯東日本大震災からの復旧・復興
		⑰大規模自然災害への備え
		⑱大規模自然災害からの復旧(※)
	5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑲森林の有する多面的機能の発揮
		⑳林業の持続的かつ健全な発展
		㉑林産物の供給及び利用の確保
	6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	㉒水産資源の回復
		㉓漁業経営の安定
		㉔漁村の健全な発展
	7 横断的に関係する政策	㉕政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※：総合評価を行う政策分野

2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。

(別表2)

公共事業の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する公共事業

(1) 期中

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	熊本県	玉名横島	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	福島県	小良ヶ浜	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	山梨県	野呂川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	静岡県	小山	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	和歌山県	紀伊田辺	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	高知県	奈半利川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	新潟県	頸城	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	高知県	南小川	林野庁治山課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	兵庫県、鳥取県、島根県	日本海西部地区	水産庁整備課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、奈良県	淀川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、奈良県	淀川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県	淀川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県	高梁・吉井川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化農地整備事業	農村振興局農地資源課
水利施設等保全高度化事業	農村振興局水資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

(2) 完了後

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	空知中央・空知中央用水	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岐阜県	西濃用水第二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	愛媛県	道前道後平野	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	宮崎県	都城盆地	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	岩手県	いさわ南部	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防犯事業	北海道	鶴居第2	農村振興局防災課	国
直轄	国営干拓事業	鳥取県、島根県	中海	農村振興局農地資源課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	中川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	新潟県	中越	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	宗谷 (宗谷森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	胆振東部 (胆振東部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	東青 (青森森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	北上川上流 (盛岡森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮城県	宮城南部 (仙台森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	子吉川 (由利森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	奥久慈 (棚倉森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	栃木県	那珂川 (塩那森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	利根上流 (利根沼田森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	静岡県	富士 (静岡森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	中部山岳 (中信森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岡山県	高梁川下流 (岡山森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	香川県	香川 (香川森林管理事務所)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	佐賀県	佐賀東部 (佐賀森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	始良 (鹿児島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	東浦	水産庁計画課	国
機構等	特定中山間保全整備事業	島根県	邑智西部	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	生産局飼料課、 農村振興局水資源課・農地資源課
農業水利施設保全合理化作業	農村振興局水資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課

2 法第7条第2項第2号に該当する公共事業

(1) 未着手の事業

- ア 直轄事業・機構等営事業
該当するものはない。

イ 補助事業

該当するものはない。

(2) 未了の事業

- ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	北海	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	千葉県	印旛沼二期	農村振興局水資源課	国

イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助 農業競争力強化農地整備事業	茨城県	友部小原	農村振興局農地資源課	茨城県
補助 農業競争力強化農地整備事業	千葉県	飯岡西部	農村振興局農地資源課	千葉県
補助 農業競争力強化農地整備事業	千葉県	椿海	農村振興局農地資源課	千葉県
補助 水利施設等保全高度化事業	茨城県	柳河	農村振興局水資源課	茨城県
補助 水利施設等保全高度化事業	山梨県	山	農村振興局水資源課	山梨県
補助 水利施設等保全高度化事業	山梨県	日之城	農村振興局水資源課	山梨県
補助 水利施設等保全高度化事業	宮崎県	縄瀬	農村振興局水資源課	宮崎県
補助 水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第二曾於北部	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助 水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一花徳	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助 水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一大和城	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助 水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	余多	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助 農村地域防災減災事業	山形県	滝の沢第四	農村振興局防災課	山形県
補助 農村地域防災減災事業	茨城県	南総上流2期	農村振興局防災課	茨城県
補助 農村地域防災減災事業	埼玉県	神扇	農村振興局防災課	埼玉県
補助 農村地域防災減災事業	富山県	庄川左岸	農村振興局防災課	富山県
補助 農村地域防災減災事業	山口県	油谷島3期	農村振興局防災課	山口県
補助 農村地域防災減災事業	愛媛県	難波	農村振興局防災課	愛媛県
補助 農村地域防災減災事業	愛媛県	本谷	農村振興局防災課	愛媛県
補助 農村地域防災減災事業	熊本県	東門寺2期	農村振興局防災課	熊本県
補助 民有林補助治山事業	静岡県	下里	林野庁治山課	静岡県
補助 民有林補助治山事業	和歌山県	萬歳	林野庁治山課	和歌山県

3 法第7条第2項第3号に該当する公共事業

該当するものはない。

規制の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する政策

- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づく特定増殖事業を行う場合のの特例
- ・ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく地理的表示とGIマークの使用規制

2 法第7条第2項第2号に該当する政策

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策

該当するものはない。

租税特別措置等の事業評価

1 法第7条第2項第1号に該当する租税特別措置等に係る政策

- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 保険会社等の異常危険準備金
- ・ 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

2 法第7条第2項第2号に該当する租税特別措置等に係る政策

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する租税特別措置等に係る政策

該当するものはない。